

代理受領制度とは

補助金額の確定後に建物所有者等が契約金額から補助金を差し引いた額を代理受領事業者へ支払い、補助金を建物所有者等に代わって代理受領事業者が代理で請求及び受領する制度

代理受領事業者・・・ 補助金の交付額確定者（建物所有者等）は、補助金の交付請求及び補助金の受領を当該補助金に係る耐震改修等事業を行った者に委任する者をいう。

ただし、総合的支援メニューについては、耐震改修工事を行った者とする。

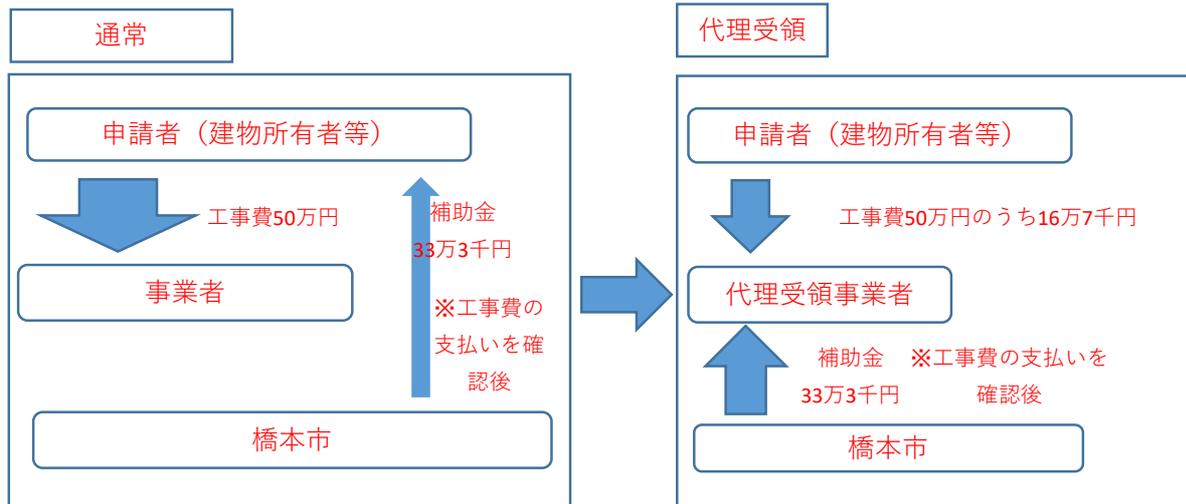
耐震改修等事業・・・ 住宅の耐震診断（非木造住宅）、耐震補強設計、耐震改修工事及び耐震ベッド・耐震シェルター設置工事並びに土砂災害対策改修工事をいう。

ブロック塀等耐震対策事業も令和4年度10月から利用可能となりました。

【参考例】

<ブロック塀等耐震対策事業>

（工事費50万円、補助金33万3千円の場合）



<住宅耐震 総合的支援メニュー>

（工事費150万円、補助金116万6千円の場合）

